様式第93の4（第104条関係）（平13経産令29・追加、平13経産令250・平17経産令23・令元経産令17・一部改正）

（表面）

第　　号

計量法第168条の6第2項において準用する第168条の3第4項の規定による立入検査証

所属及び氏名

年　月　日　生

年　月　日　発行

写

真

発　行　者　　印

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ｂ８とすること。

（裏面）

計量法（平成４年法律第51号）抜すい

第148条　経済産業大臣又は都道府県知事若しくは特定市町村の長は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、届出製造事業者、届出修理事業者、計量器の販売の事業を行う者、指定製造者、特殊容器輸入者、輸入事業者、計量士、登録事業者又は取引若しくは証明における計量をする者の工場、事業場、営業所、事務所、事業所又は倉庫に立ち入り、計量器、計量器の検査のための器具、機械若しくは装置、特殊容器、特定物象量が表記された特定商品、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

２　経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、指定検定機関、特定計量証明認定機関又は指定校正機関の事務所又は事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

第168条の６　経済産業大臣は、必要があると認めるときは、機構に、第148条第１項又は第２項の規定による立入検査を行わせることができる。

第175条　次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

⑶　第148条第１項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第176条　次の各号のいずれかに掲げる違反があった場合には、その違反行為をした指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明検査機関、特定計量証明認定機関又は指定校正機関の役員又は職員は、20万円以下の罰金に処する。

⑷　第148条第２項又は第３項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はこれらの規定による質問に対し、答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。